

平成28年12月27日

長野県伊那市、上伊那農業協同組合、上伊那森林組合及び東京農業大学
との包括連携協定書

長野県伊那市（以下「甲」という。）、上伊那農業協同組合、（以下「乙」とい
う。）、上伊那森林組合（以下「丙」という。）及び東京農業大学（以下「丁」とい
う。）は次のとおり包括連携協定を締結する。

甲 長野県伊那市下新田3050番地

長野県伊那市長

白鳥孝



乙 長野県伊那市狐島4291

上伊那農業協同組合代表理事組合長

御子柴茂樹



丙 長野県伊那市東春近1604-1

上伊那森林組合代表理事組合長

白鳥孝



丁 東京都世田谷区桜丘1丁目1番1号

東京農業大学学長

高野亮巳



（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が連携のもと、農林業の振興、地域資源を生か
した産業振興、地域活性化に資する人材育成等のため包括的に連携し、相互協力を
目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について
連携し、相互協力する。

- (1) 農林業の振興に関する事項
- (2) 地域資源を生かした六次産業化等に関する事項
- (3) 教育・研究・文化振興に関する事項
- (4) 就職及び就農支援による人材育成に関する事項
- (5) その他甲、乙、丙及び丁が協議して必要と認める事項

（連携推進委員会）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進委員会を置く。
2 連携推進委員会の構成及び運営に関する事項は、甲、乙、丙及び丁が協議のう
え、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、
本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙、丙及び丁から特段の申出がな
いときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事
項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印
の上、各自その1通を保有するものとする。